

平成 28 年度の審査の品質管理における取組状況

平成 28 年 12 月 16 日

【特 許】

審査の質の向上及び品質検証のための取組の充実

1. 品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザー評価調査及びユーザーとの意見交換の内容等の充実を図るとともに、審査の質に関する意見受付窓口に寄せられた意見も活用して、ユーザーの声を品質管理施策に反映させます。

(主な取組)

- 過去 4 年間の調査との連続性を維持しつつ回答負担を低減し、かつ、ユーザーニーズをよりの確に把握するため、必要な修正を加えた調査票を使用して平成 28 年度のユーザー評価調査を実施した。
- 業界動向及びユーザーニーズを把握するべく、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、各業界の団体等と意見交換を行った。

(結果)

- 平成 28 年度のユーザー評価調査（速報値）では、使用した 4 種類の調査票全てにおいて、回答率が昨年度比で改善した。
- 平成 28 年度のユーザー評価調査（速報値）では、国内出願、PCT 出願における審査の質全般に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。

2. 特許出願の審査を行う上で、先行技術調査は重要な業務の一つであり、調査能力の向上に努めることが重要です。そこで、外国文献等の調査にあたっての利便性の向上を図るとともに、調査ノウハウの蓄積・共有を行い、さらに平成 27 年度に開始された特許異議の申立てから把握された課題等を踏まえて、先行技術調査をより一層充実させます。

(主な取組)

- 通常、協議を行うことによりサーチ範囲等が合理的になるところ、サーチに重点を置いた協議の回数について、審査官 1 人あたり昨年度半期 1 回であったところを半期 3 回に増やした。
- 異議申立て案件の審理結果を審査部にフィードバックし、担当審査官が要因分析を行い、必要に応じて審査部内で情報共有等をした。

(結果)

- 平成 28 年度のユーザー評価調査（速報値）では、国内出願における外国特許文献の調査に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。また、PCT 出願における外国特許文献の調査に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価は昨年度と同程度であったものの、5 段階評価の 2 段階以下の評価が減少した。
- 異議申立て案件の審理結果を審査部にフィードバックについては、スキームが開始されたばかりであるため、施策効果の検証は、年度末を目処にまとめる見込み。

3. 審査の質を向上させるためには、各審査官が平成 27 年度に改訂された「特許・実用新案審査基準」に基づく審査を着実に実施する必要があります。そこで、改訂審査基準における特許要件や記載要件等の判断において、意見交換や知識共有を行うことにより、審査官協議の充実を図ります。

(主な取組)

- 改訂後の審査基準等に基づく審査を着実に実施するため、審査官による協議を充実化した。具体的には、物の発明についての請求項にその物の製造方法が記載されている場合の判断等、改訂審査基準等の適用に特に注意を要する案件について、協議を充実化した。

(結果)

- 平成 28 年度におけるユーザー評価調査（速報値）では、プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する判断内容も含まれる「明細書・特許請求の範囲の記載要件」の満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。

4. 審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要です。そこで、品質管理部門による適切な品質監査を行うための基盤を整備する等、引き続き品質監査の充実を図ります。

(主な取組)

- 品質監査結果の審査部の管理職への提供方法を改良した。
- 現状（平成 28 年 12 月時点）、国内案件については、抽出回数に上限はあるものの自由度の高い案件抽出が実現できているが、PCT 出願については、システム上の制約から自由度の高い案件抽出は実現できていないところ、抽出回数に制限のない自由度の高い案件抽出を可能な新システ

ムを次年度より利用可能とするための準備をしている。

(結果)

- 審査部の管理職が毎日更新される監査結果情報を入手できるようになったため、審査室内での質の取組において、より迅速な対応が可能となった。
- 次年度抽出回数に制限のない自由度の高い案件抽出が可能となる見込み。

5. 適切な品質管理を行うためには、PDCA サイクルを有効に機能させることが重要です。そこで、PDCA サイクルを実施する中で、品質管理の取組の目的と得られた結果との関係を確認しつつ、継続的改善に取り組めます。

(主な取組)

- 「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成28年度）」で定めた品質管理の取組について、これらの取組と得られた結果との関係の確認を行った。

(結果)

- 「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成28年度）」で定めた品質管理の取組について、これらの取組と得られた結果との対比から、PDCA サイクルが有効に機能し、継続的に特許審査の質が改善していることを確認できた。

具体的には、昨年度ユーザー評価調査等で課題として把握された外国特許文献の調査について、対応する取組を実施したことで、平成28年度のユーザー評価調査（速報値）では、国内出願における外国特許文献の調査に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価が昨年度比で増加した。また、PCT出願における外国特許文献の調査に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価は昨年度と同程度であったものの、5段階評価の2段階以下の評価が減少した。

## 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

6. 審査の質を向上させるためには、審査体制の充実が欠かせません。そこで、審査の効率性を考慮しつつ、主要国と遜色のない審査実施体制の確保に向け、引き続き必要な数の審査官の確保に不断に努めていきます。

(主な取組)

- 効率的かつ適切な特許審査を行うための審査実施体制を確保する。

(結果)

- 審査体制の整備・強化を図るために、恒常審査官や任期付審査官の増員を進め、39名の恒常審査官と104名の任期付審査官を採用。

7. 審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実も欠かせません。そこで、引き続き必要な人員体制の確保に努めつつ、品質監査を行うための基盤整備等、品質管理体制の更なる充実に努めていきます。

(主な取組)

- 品質監査案件の適時適切な抽出を行い、品質監査を実施する。
- 平成29年度までに自由度が高い効率的な案件抽出システムを実現する。

(結果)

- 94名の品質管理官により6種の起案種別毎に今年度は400～600件程度（計3200件程度）の品質監査を行える見込み
- 次年度、抽出回数に制限のない自由度の高い案件抽出が可能となる見込み。

8. 審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせません。そこで、審査官等に対する研修・説明会等の実施を通じ、品質管理に関する理解を促進します。

(主な取組)

- 品質管理に関する理解を深めるために、審査長単位で期間を定めて行う集中的な討論会や、審査官を育成するための研修（前期研修、後期研修等）において、特許審査の品質管理に関する講義を実施した。

(結果)

- 平成28年度ユーザー評価調査（速報値）において、「判断の均質性について」、「審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）」等に対する評価において、5段階評価の4以上の評価が昨年度比で増加した。

**審査の質向上に関する取組の情報発信**

9. 企業のグローバル活動を支援するには、我が国の審査結果が海外で尊重され、国際的な権利確保を円滑に行い得る環境を構築する必要があります。そこで、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国際会議等を通じて新興国を含む海外の特許庁に積極的に情報発信を行うとともに、海外の特許庁と協力関係を構築し、審査の質に関する取組の情報収集を行います。

**(主な取組)**

- 国際会議等を通じて、我が国の審査に対する信頼感の醸成と新興国を含む海外特許庁への質の高い審査の普及を図った。
- 審査官を欧州特許庁、米国特許商標庁に中長期間派遣し、我が国特許庁の品質監査等の品質管理手法を発信するとともに、先方の品質管理手法に関する情報収集を行った。
- インドやタイの新人審査官研修に講師として我が国特許庁の審査官を派遣して指導を行うなど、インド・ASEAN 諸国の職員に対する研修を実施した。

**(結果)**

- 「高品質で信頼性の高い審査結果の提供」等の取組を掲げた五庁共同声明 2016（東京声明）に合意した。
- 五庁間で互いの品質管理システムに関して共通認識を持つことができた。
- 欧州特許庁、米国特許商標庁と、互いの品質監査手法に関して共通認識を持つことができた。
- 我が国企業が多く進出する国の知財庁の審査実務能力向上に寄与するとともに、我が国特許庁の審査実務の普及を図ることができた。

## 【意 匠】

## 審査の質の向上及び品質検証のための取組の充実

1. 品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザー評価調査及びユーザーとの意見交換の内容等の充実を図るとともに、審査の質に関する意見受付窓口に寄せられた意見も活用して、ユーザーの声を品質管理施策に反映させます。

(主な取組)

- 昨年度の調査との連続性を維持しつつ回答負担を低減し、かつ、ユーザーニーズをよりの確に把握するため、必要な修正を加えた調査票を使用して平成28年度のユーザー評価調査を実施した。
- 業界動向及びユーザーニーズを把握するべく、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、各業界の団体等と意見交換を行った。

(結果)

- 平成28年度のユーザー評価調査（速報値）では、使用した2種類の調査票全てにおいて、回答率が昨年度比で改善した。
- 平成28年度のユーザー評価調査（速報値）では、審査の質全般に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価が昨年度比で増加した。

2. 意匠出願の審査を行う上で、先行意匠調査は重要な業務の一つであり、調査能力の向上に努めることが重要です。そこで、意匠審査基準の改訂を行った画像を含む意匠等の調査にあたっての利便性の向上を図るとともに、調査ノウハウの蓄積・共有を行う等、先行意匠調査をより一層充実させます。

(主な取組)

- 意匠出願の審査において、先行意匠調査に関する調査ノウハウの蓄積・共有を行うと共に、サーチ範囲を通知書に記載して登録査定書とともに送付する運用を開始した。

(結果)

- 平成28年度のユーザー評価調査（速報値）では、先行意匠調査に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価が増加した。

3. 審査の質を向上させるためには、各審査官が平成27年度に改訂された「意匠審査基準」に基づく審査を着実に実施する必要があります。そこで、国際意匠登録出願の審査において、意見交換や知識共有を行うことにより、審査官協議の充実を図ります。

(主な取組)

- 改訂後の審査基準等に基づく審査を着実に実施するため、審査官による国際意匠登録出願全件に対する協議を充実化した。

(結果)

- 国際意匠登録出願に対する審査官間での知識の共有や判断の妥当性を確認した。

4. 審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要です。そこで、品質管理部門による適切な品質監査を行うための基盤を整備する等、引き続き品質監査の充実を図ります。さらに国際意匠登録出願の審査の際の協議の内容を踏まえ、品質監査の観点等について検討します。

(主な取組)

- サーチに関する品質監査の検証方法の見直しを行った。
- 現状（平成28年12月時点）、品質監査のシステム化は実現できていないところ、監査対象案件の抽出条件の詳細な設定機能を有する新システムを次年度より利用可能とするための準備をしている。

(結果)

- 審査に関するサーチ範囲が適切であるかどうかの確認が出来るようになった。
- 次年度は、品質監査のシステム化を行うことで、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングでの品質監査の実施が可能となるほか、品質監査の更なる効率化が図れる見込み。

5. 適切な品質管理を行うためには、PDCA サイクルを有効に機能させることが重要です。そこで、PDCA サイクルを実施する中で、品質管理の取組の目的と得られた結果との関係を確認しつつ、継続的改善に取り組めます。

(主な取組)

- 「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成28年度）」で定めた品質管理の取組について、これらの取組と得られた結果との関係の確認を行う。

(結果)

- 「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成 28 年度）」で定めた品質管理の取組について、これらの取組と得られた結果との対比から、PDCA サイクルが有効に機能し、継続的に意匠審査の質が改善していることを確認できた。
- 平成 28 年度のユーザー評価調査（速報値）では、先行意匠調査に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が増加した。

### 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

6. 審査の質を向上させるためには、審査体制の充実が欠かせません。そこで、審査の効率性を考慮しつつ、必要な審査官数の確保に不断に努めていきます。

(主な取組)

- 効率的かつ適切な意匠審査を行うための審査実施体制を確保する。

(結果)

- 審査体制の整備・強化のため 2 名の新任審査官を採用した。
- 審査官として長年の経験を積んだ者を継続して審査業務を行えるよう、再任用の道を確保した（今年度実績：1 名）。

7. 審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実も欠かせません。そこで、品質管理業務の効率化にも考慮しつつ、品質監査を行うための基盤整備等、品質管理体制の更なる充実に努めていきます。

(主な取組)

- 品質監査案件の適時適切な抽出を行い、品質監査を実施する。
- 平成 29 年度までに自由度が高い効率的な案件抽出システムを実現する。

(結果)

- 品質管理に関する企画立案体制の強化を図るべく、平成 28 年 6 月に意匠課に 1 名の企画調整官を配置した。
- 4 名の品質管理官により案件を割り振り、今年度は 170 件程度（登録案件約 110 件、拒絶案件約 60 件）の品質監査を行える見込み。

- 次年度は、品質監査のシステム化を行うことで、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングでの品質監査の実施が可能となるほか、品質監査の更なる効率化が図れる見込み。

8. 審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせません。そこで、審査官等に対する研修・説明会等の実施を通じ、品質管理に関する理解を促進します。

(主な取組)

- 品質管理についての職員の意識を高めて、ユーザーと審査官とのコミュニケーションに関する満足度を向上させるべく、審査官を育成するための研修において、意匠審査の品質管理に関する講義を実施した。

(結果)

- 平成28年度ユーザー評価調査（速報値）において、「判断の均質性について」、「審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）」等に対する評価において、5段階評価の4以上の評価が昨年度比で増加した。

### 審査の質向上に関する取組の情報発信

9. 企業のグローバル活動を支援するには、我が国の審査結果が海外で尊重され、国際的な権利確保を円滑に行い得る環境を構築する必要があります。そこで、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国際会議等を通じて海外の特許庁に積極的に情報発信を行うとともに、海外の特許庁と協力関係を構築し、審査の質に関する取組の情報収集を行います。

(主な取組)

- 国際会議等を通じて、我が国の審査に対する信頼感の醸成と新興国を含む海外特許庁への質の高い審査の普及を図る。
- 意匠五庁会合（ID5）において、我が国特許庁における意匠審査の品質管理の取組を紹介し、海外の特許庁に積極的に情報発信を行った。
- ミャンマーの審査官育成研修に我が国特許庁の審査官を講師として派遣した。
- 日中韓デザインフォーラムにおいて、我が国特許庁における意匠審査の品質管理の取組を紹介し、中韓の特許庁に積極的に情報発信を行った。

(結果)

- 意匠五庁会合（ID5）において、我が国特許庁における意匠審査の品質

管理の取組を紹介した。

- ミャンマーの審査官育成研修に我が国特許庁の審査官を講師として派遣した。
- 日中韓デザインフォーラムにおいて、我が国特許庁における意匠審査の品質管理の取組を紹介した。

## 【商 標】

## 審査の質の向上及び品質検証のための取組の充実

1. 品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザー評価調査及びユーザーとの意見交換の内容等の充実を図るとともに、審査の質に関する意見受付窓口に寄せられた意見も活用して、ユーザーの声を品質管理施策に反映させます。

## (主な取組)

- 過去2年間の調査との連続性を維持しつつ回答負担を低減し、かつ、ユーザーニーズをよりの確に把握するため、必要な修正を加えた調査票を使用して平成28年度のユーザー評価調査を実施した。
- 業界動向及びユーザーニーズを把握するべく、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、各業界の団体等と意見交換を行った。

## (結果)

- 平成28年度のユーザー評価調査（速報値）では、使用した2種類の調査票全てにおいて、回答率が昨年度比で改善した。
- 平成28年度のユーザー評価調査（速報値）では、審査の質全般に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価が昨年度比で増加した。

2. 商標出願の審査を行う上で、商標の識別性の調査は重要な業務の一つであり、調査能力の向上に努めることが重要です。そこで、新しいタイプの商標を含め、調査ノウハウの蓄積・共有を行う等、商標の識別性の調査をより一層充実させます。

## (主な取組)

- 新しいタイプの商標の審査資料の整備の一環として、実体審査マニュアル（色彩のみからなる商標、音商標、位置商標）の見直しを行った。
- 審査官が作成する起案書の品質の向上及び効率化を目的として、審査時に参照できる事例を取り纏める。

## (結果)

- 平成28年度のユーザー評価調査（速報値）では、「識別性の判断」に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価が昨年度比で増加した。

3. 商標の類似性の判断は審査の重要な柱の一つであり、最新の取引の実情やビジネス動向に即した審査判断が必要です。そこで、ユーザーや代理人との意見交換の内容等の充実を図ることにより、ユーザーニーズや取引の実情を踏まえ、商標の類似性等の商標審査基準の見直しを図ります。

(主な取組)

- 業界動向及びユーザーニーズを把握するべく、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、各業界の団体等と意見交換を行った。

(結果)

- 平成28年度のユーザー評価調査（速報値）では、「類似性の判断」に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価が昨年度比で増加した。

4. 審査の質を向上させるためには、各審査官が平成27年度に改訂された「商標審査基準」に基づく審査を着実に実施する必要があります。そこで、商標の識別性等の判断において、新しいタイプの商標を含め、意見交換や知識共有を行うことにより、審査官協議の充実を図ります。

(主な取組)

- 新しいタイプの商標の審査資料の整備の一環として、実体審査マニュアル（色彩のみからなる商標、音商標、位置商標）の見直しを行った。
- 商標の識別性の調査の効率化を図るべく、全審査室間での協議メモの収集・共有する仕組みを設けた。

(結果)

- 平成28年度のユーザー評価調査（速報値）では、「基準・便覧との均質性」及び「識別性の判断」に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価が昨年度比で増加した。

5. 審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要です。そこで、品質管理部門による適切な品質監査を行うための基盤を整備する等、引き続き品質監査の充実を図ります。

(主な取組)

- 品質監査の充実を通じて、適切に質を把握し、改善に役立てた。なお、品質監査について、昨年度は一定の期間（3ヶ月）を設定して品質監査を実施していたものを、平成28年6月より通年における品質監査の実施に運用を変更した。

- 現状（平成 28 年 12 月時点）、品質監査のシステム化は実現できていないところ、監査対象案件の抽出条件の詳細な設定機能を有する新システムを次年度より利用可能とするための準備をしている。

（結果）

- 品質監査の実施方法を変更したことにより、品質監査の結果の透明性、信頼性を高めた。
- 次年度は、品質監査のシステム化を行うことで、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングでの品質監査の実施が可能となるほか、品質監査の更なる効率化が図れる見込み。

6. 適切な品質管理を行うためには、PDCA サイクルを有効に機能させることが重要です。そこで、PDCA サイクルを実施する中で、品質管理の取組の目的と得られた結果との関係を確認しつつ、継続的改善に取り組みます。

（主な取組）

- 「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成 28 年度）」で定めた品質管理の取組について、これらの取組と得られた結果との関係の確認を行う。

（結果）

- 「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成 28 年度）」で定めた品質管理の取組について、これらの取組と得られた結果との対比から、PDCA サイクルが有効に機能し、継続的に商標審査の質が改善していることを確認できた。
- 平成 28 年度のユーザー評価調査（速報値）では、審査の質全般に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。
- 平成 28 年度品質監査（速報値）において不適合の割合が低下した。

## 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

7. 審査の質を向上させるためには、審査体制の充実が欠かせません。そこで、新しいタイプの商標の審査を含め、効率的かつ適切な商標審査を可能とする審査実施体制の確保に向け、必要な数の審査官の確保に不断に努めていきます。

(主な取組)

- 効率的かつ適切な商標審査を行うための審査実施体制を確保する。

(結果)

- 審査体制の整備・強化のため8名の新任審査官を採用した。
- 審査官として長年の経験を積んだ者を継続して審査業務を行えるよう、再任用の道を確保した（今年度実績：15名）。
- 新しいタイプの商標の審査処理を促進すべく、引き続き、専任の審査チームの体制を編成した。

8. 審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実も欠かせません。そこで、品質管理専門部署の設置等を行い、品質管理体制の更なる充実に努めていきます。

(主な取組)

- 品質管理に関する企画立案体制の強化を図るべく、審査の品質管理について客観的かつ一元的に管理を行うため、平成28年4月に商標課に品質管理班を設置した。
- 品質監査案件の適時適切な抽出を行い、品質監査を実施する。
- 平成29年度までに自由度が高い効率的な案件抽出システムを実現する。

(結果)

- 品質管理の組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの役割を明確に分離したことにより、より効率的・効果的に品質管理を行うことができる組織体制・人員配置を確立した。
- 10名の品質管理官により産業分野毎に案件を割り振り、合計3,000件程度（登録案件約1,000件、拒絶案件約2,000件）の品質監査を実施中。
- 次年度は、品質監査のシステム化を行うことで、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングでの品質監査の実施が可能となるほか、品質監査の更なる効率化が図れる見込み。

9. 審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせません。そこで、審査官等に対する研修・説明会等の実施を通じ、品質管理に関する理解を促進します。

(主な取組)

- 審査官の品質管理に関する理解を深めるために、審査官を育成するための研修（前期研修、後期研修等）において、商標審査の品質管理に関する講義を実施した。
- 品質監査の充実を通じて、適切に質を把握し、改善に役立てた。

(結果)

- 平成28年度におけるユーザー評価調査（速報値）において、「判断の均質性について」、「電話・FAX 対応」、「面接対応」等に対する評価において、5段階評価の4以上の評価が昨年度比で増加した。
- 平成28年度品質監査（速報値）において不適合の割合が低下した。

#### 審査の質向上に関する取組の情報発信

10. 我が国特許庁における審査の品質管理の取組に対する理解やプレゼンスの向上を図るためには、新興国を含む海外の特許庁に向けても適切な情報発信がなされている必要があります。そこで、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国際会議等を通じて新興国を含む海外の特許庁に積極的に情報発信を行うとともに、海外の特許庁と協力関係を構築し、審査の質に関する取組の情報収集を行うことにより、国際的な商標審査の質の向上に貢献します。

(主な取組)

- 国際会議等を通じて、我が国の審査に対する信頼感の醸成と新興国を含む海外特許庁への質の高い審査の普及を図る。
- 国際商標協会（INTA）年次会合において、我が国特許庁における審査の品質管理の取組を紹介し、新興国を含む海外の特許庁に積極的に情報発信した。
- 商標五庁会合（TM5）において、日本より品質管理を取り扱うプロジェクトの提案を行い、今後、五庁における品質管理施策の情報共有を図った。
- 日台審査官交流・専門家派遣、その他研修生受入れ（コロンビア、フィリピン、インド、カザフスタン、メキシコ等）において、我が国特許庁における審査の品質管理の取組を紹介し、各庁の品質管理施策について議論を行った。

(結果)

- 国際商標協会（I N T A）年次会合において、我が国特許庁における審査の品質管理の取組を紹介し、新興国を含む海外の特許庁に積極的に情報発信することにより、互いの品質管理システムに関して共通の認識を持つことができた。
- 商標五庁会合（T M 5）において、日本より品質管理を取り扱うプロジェクトの提案を行い、今後、五庁における品質管理施策の情報共有を図ることにより、互いの品質管理システムに関して共通の認識を持つことができた。
- 日台審査官交流・専門家派遣、その他研修生受入れ（コロンビア、フィリピン、インド、カザフスタン、メキシコ等）において、我が国特許庁における審査の品質管理の取組を紹介し、各庁の品質管理施策について議論を行うことにより、互いの品質管理システムに関して共通の認識を持つことができた。